

諮問庁：国立大学法人新潟大学

諮問日：平成30年5月25日（平成30年（独情）諮問第32号）

答申日：平成30年11月21日（平成30年度（独情）答申第46号）

事件名：特定年度に開催された特定学部教授会の議事録等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

昭和62年度に開催された特定学部教授会の議事録及び資料（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月24日付け29新大総第70号により、国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）法5条1号該当性について

まず、学生に関する情報について、学生の学籍番号及び氏名を除く部分についても多くの非公開部分があるが、それが公開されたとしても、必ずしも特定の個人が識別され又は識別され得るとはいえない。審査請求人としては、特定の個人が識別され又は識別され得るとされている部分の情報について、黒塗りとなり非公開であるため、その内容について知る由がなく、その個人識別性の程度についての立証は不可能である。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

一方、学生に関する情報以外の部分については、処分庁の職員がその職務の遂行として行った教育指導等に係る情報であり、法5条1号ただし書ハに該当するため、非公開とするのは違法である。

以上の理由から、法5条1号には該当しない。

##### （2）法5条3号該当性について

仮に、当該部分が公開されたとしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとはいえず、非公開決定は違法である。

審査請求人としては、非公開部分について、その内容について知る由がない。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から、法5条3号には該当しない。

### (3) 法5条4号該当性について

本決定においては、多岐にわたり、法5条4号に該当するとして非公開決定となっている。しかしながら、これら情報が開示されたとしても、それが事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるとはいえない。

審査請求人としては、非公開部分について、その内容について知る由がない。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から、法5条4号には該当しない。

### (4) 法7条該当性について

仮に、法5条に該当するとされる場合であっても、処分庁に多額の税金が投入されているという事実を鑑みれば、その情報の公開は極めて高い公益性を有するのであるから、法7条によって、裁量的に開示決定されるべきである。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 理由説明書

本件に係る開示請求内容は、現存するもののうち、最も古い年度の特定学部部教授会の議事録及び資料である。

これに対し、本学における教授会議事録等の保存期間は30年間であるため、昭和62年度の同会議の請求対象文書について特定し、部分開示した。

### (1) 審査請求に係る開示決定等

#### ア 議事録について

以下の記載については不開示とした。

(ア) 個人の氏名等の特定の個人を識別することができる記載

法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから、不開示とした。

(イ) 入試関係情報

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

(ウ) 倫理審査関係委員会の委員名等

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

(注：上記(ウ)の記載について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、原処分に係る開示決定通知書に記載されていないことを誤って記載してしまったとのことである。)

(エ) 入試改革等での検討事項

率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とした。

(オ) 発言者氏名

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

イ 資料について

上記アと同様の不開示事項に該当するものについて、不開示とした。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

(上記第2の2と同様の内容であるので記載省略)

(3) 審査請求の理由に対する本学の意見

ア 個人の氏名等の特定の個人を識別することができる記載

特定の個人を識別することができる記載とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなるものである。このことから、本学教職員以外の個人情報及び本学教職員の氏名等で開示することにより学生が識別される情報については、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから不開示とした。

イ 法人内部における検討に関する記載

法人内部における検討については、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、大学の自治を阻害されるおそれがあるため、法5条3号に該当し不開示とした。本学において、不開示の決定にあたっては、情報公開の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

なお、当該情報を開示することで、本学の経営上の正当な利益を害されるおそれがあり、法5条4号トにも該当することから、不開示と判断したことは適法である。

#### ウ 入試関係情報、発言者氏名等に関する記載

入試関係情報、発言者氏名等に関する記載については、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し不開示としている。本学において、不開示の決定にあたっては、情報公開の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

#### エ 法7条の公益上の理由による裁量的開示

本件において、法5条各号により不開示とした情報は、個人情報、大学における審議事項や議論の内容等である。本学では、当該内容を公にしてまでも上回る公益上の必要性はないと判断する。

(上記(ア)ないし(ウ)の判断に係る該当文書の一覧は、別表の2欄及び3欄のとおり)

以上のことから、昭和62年度の特定学部教授会議事録及び資料について、原処分は、維持すべきであると判断する。

### 2 補充理由説明書

#### (1) 第105回教授会資料「新潟大学特定学部入学試験懇談会出席者名簿」について

当該部分は、公となっていない高等学校の進路指導担当者の氏名・所属高等学校名である。当該部分は、個人に関する情報であって、法5条1号ただし書イないしハに掲げる情報にも該当しないので、法5条1号の不開示理由を追加する。

#### (2) 第105回教授会資料「昭和62年度入試懇談会実施報告・覚書」のうち高等学校の校長の氏名・所属高等学校名部分について

当該部分は、公となっていない高等学校の校長の氏名・所属高等学校名である。当該部分は、個人に関する情報であって、法5条1号ただし書イないしハに掲げる情報にも該当しないので、法5条1号の不開示理由を追加する。

#### (3) 第112回教授会資料「特定学部編入学及び転部試験合格判定基準」について

当該部分は、特定学部編入学試験及び転部試験の公となっていない配点内訳及び評価基準等であり、これらを公にした場合、今後受験する学

生に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行うなど今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハの不開示理由を追加する。

(4) 第113回教授会資料「入学者選抜試験合格者判定資料」のうち中国引揚者等子女特別選抜を除く部分について

当該部分は、特定学部入学者選抜試験の合格者判定資料であり、当該部分を公にすることで、受験生の得点等のデータを蓄積して分析することができ、公になっていない配点内訳や合否判定基準が推測され、今後受験する学生やその保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行い、今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなるので、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハの不開示理由を追加する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同年10月1日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月30日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年11月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号、3号及び4号に該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、不開示理由に法5条4号ハ及びトを追加した上で、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分は、別表の1欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分8である。

###### (1) 不開示部分1について

ア 不開示部分1は、個人に係る情報であり、①休職者等の氏名等に係る情報、②研究生及び聴講生志願者に係る情報、③学生の休学及び退学等に係る情報、④教育実習に係る情報、⑤特定学部校費決算書（案）に係る情報、⑥研究生期間延長に係る情報、⑦外国人留学生の

ための日本語課外補講の講師に係る情報，⑧特定学部国際交流委員会報告資料に係る情報，⑨新潟大学職員宿舎委員会報告資料に係る情報，⑩身体障害者の受験について（協議）に係る情報，⑪昭和62年度就職内定状況に係る情報，⑫新潟大学国際交流後援会設置準備懇談会報告資料に係る情報，⑬追試験願に係る情報，⑭演習配属の変更に係る情報，⑮昭和62年度卒業判定資料に係る情報，⑯受験許可書交付願に係る情報，⑰新潟大学国際交流後援会名簿（案）に係る情報，⑱教員の辞職に係る情報並びに⑲歴代就職ガイダンス講師に係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

上記①は，休職者等の氏名・職名等であり，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報であることが認められ，同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また，当該部分は，個人識別部分であり，法6条2項による部分開示の余地もなく，同号に該当し，不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②について

（ア）上記②は，研究生及び聴講生志願者の氏名，生年月日，学歴，現職，指導教官，聴講科目・単位及び研究期間等であることが認められる。

（イ）上記②は，個人の氏名とともに記載されていることから，一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで，当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，当該個人の氏名の公表慣行について，改めて確認させたところ，当該個人の氏名は公表慣行がない旨説明する。

そうすると，上記②は，公表慣行があるとは認められないので，法5条1号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと，個人の氏名，生年月日，学歴及び現職は，個人識別部分であるから部分開示の余地はなく，その余の部分である指導教官，聴講科目・単位及び研究期間等については，上記②は，研究生及び聴講生の受入れに係る情報であることから，当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には，当該個人の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，当該個人の研究生及び聴講生の受入れのための選考に係る機微な情報が明らかとなつて，当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

したがって、上記②は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### エ 上記③について

(ア) 上記③は、学生の氏名、在籍番号、学年、休学期間及び休学・退学の理由等であることが認められる。

諮問庁は、上記③のうち第106回特定学部教授会議事録の9枚目の学生の氏名等部分を除く部分は、原処分どおり、法5条1号に該当するとしており、上記③のうち第106回特定学部教授会議事録の9枚目の学生の氏名等部分については、原処分で、同条4号に該当するとされているところ、理由説明書において同条1号を追加している。

(イ) 上記③のうち第106回特定学部教授会議事録の9枚目の学生の氏名等部分を除く部分は、学生の氏名とともに記載されていることから、一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、学生の氏名、在籍番号及び学年等は、個人識別部分であるから部分開示の余地はなく、その余の部分である休学期間及び休学・退学の理由等については、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該学生の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該学生の休学及び退学に係る機微な情報が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 上記③のうち第106回特定学部教授会議事録の9枚目の学生の氏名等部分は、休学の届出を行った学生の氏名等であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることが認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### オ 上記④、⑪及び⑬ないし⑯について

(ア) 上記④、⑪及び⑬ないし⑯は、学生の氏名、在籍番号、学年、配属ゼミ名、就職内定先、追試験科目、追試験の理由、変更希望のゼ

ミ名，取得単位数，受験する学部，保証人の氏名等であることが認められる。

(イ) 法5条1号本文該当性及び同号ただし書該当性について

上記④，⑪及び⑬ないし⑯は，学生の氏名とともに記載されていることから，一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ，同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

(ウ) 法6条2項による部分開示の可否について

a 学生の氏名，在籍番号，学年及び配属ゼミ名部分について

当該部分は，個人識別部分であるから部分開示の余地はない。

b 上記⑪の就職内定先部分について

当該部分については，当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，当該学生の就職内定に係る機微な情報が明らかとなって，当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

c 上記⑬の追試験科目及び追試験の理由等部分について

当該部分については，当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，当該学生の追試験に係る機微な情報が明らかとなって，当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

d 上記⑭の変更希望のゼミ名部分について

当該部分については，上記⑭は，演習配属変更のための審議に係る情報であることから，当該演習配属の変更予定の学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，演習配属の変更に係る機微な情報が明らかとなって，当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

e 上記⑯の取得単位数等について

当該部分については，上記⑯は，卒業判定に係る情報であることから，卒業予定者である当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には，当該学生の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，卒業判定に係る機微な情報が明らかとなって，当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。



f 上記⑩の受験する学部及び保証人の氏名等について

当該部分については、上記⑩は、他学部の受験を希望する学生の許可書の審議情報であることから、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該学生の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、他学部受験に係る機微な情報が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

(エ)したがって、上記④、⑪及び⑬ないし⑯は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

カ 上記⑤について

(ア)上記⑤は、研究分担者である教員の氏名部分であることが認められる。

(イ)上記⑤は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該教員の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該教員の氏名は公表慣行があるとのことである。

そうすると、上記⑤は、法5条1号ただし書イに該当すると認められるので、同号に該当せず、開示すべきである。

キ 上記⑥について

(ア)上記⑥は、研究生の氏名、生年月日、学歴、現職、指導教官及び研究期間等であることが認められる。

(イ)上記⑥は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該個人の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該個人の氏名は公表慣行がない旨説明する。

そうすると、上記⑥は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人の氏名、生年月日、学歴及び現職は、個人識別部分であるから部分開示の余地はなく、その余の部分である指導教官及び研究期間等については、上記⑥は、研究生の研究期間延長に係る審議情報であることから、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該個人の研究期間延長に係る審議情報という機微な情報が明らか

となって、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記⑥は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ク 上記⑦について

(ア) 上記⑦は、外国人留学生のための日本語課外補講の講師の経歴等であることが認められる。また、当該講師の氏名は開示されていることが認められる。

(イ) 上記⑦は、講師の氏名とともに記載されていることから、講師ごと一体として当該講師に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該講師の経歴等の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該講師の経歴等は公表慣行がない旨説明する。

そうすると、上記⑦は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、上記⑦は、既に個人識別部分である講師の氏名が開示されていることから、部分開示の余地もない。

したがって、上記⑦は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ケ 上記⑧について

(ア) 上記⑧は、個人の氏名、住所、現職、経歴及び研究業績等であることが認められる。

(イ) 上記⑧は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該個人の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該個人の氏名は公表慣行がない旨説明する。

そうすると、上記⑧は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人の氏名、住所、現職、経歴等は、個人識別部分であるから部分開示の余地はなく、その余の部分である研究業績等は、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該個人の訪問受入れ等に係る審議情報という機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利

利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記⑧は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

コ 上記⑨について

(ア) 上記⑨は、職員宿舎入居予定の個人の氏名及び宿舎名等であることが認められる。

(イ) 上記⑨は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記⑨の公表慣行について、改めて確認させたところ、上記⑨は公表慣行がない旨説明する。

そうすると、上記⑨は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、職員宿舎入居予定の個人の氏名及び宿舎名等は、個人識別部分であるから部分開示の余地はないので、部分開示できない。

したがって、上記⑨は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

サ 上記⑩について

(ア) 上記⑩は、身体障害者である受験予定者の氏名、現住所、出身高等学校名、障害の程度、保護者名及び受験に当たって希望する措置等であることが認められる。

(イ) 上記⑩は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、受験予定者の氏名、現住所、出身高等学校名、障害の程度及び保護者名は、個人識別部分であるから部分開示の余地はなく、その余の部分である受験に当たって希望する措置等については、上記⑩は、身体障害者である受験予定者の入学上の差し支えの有無等を協議する情報であることから、当該受験予定者の友人や知人といった一定範囲の者には、当該受験者の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該受験予定者の障害の程度等が明らかとなって、当該受験予定者の権利利益を害するおそれがないとは認められない。

ので、部分開示できない。

したがって、上記⑩は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

シ 上記⑫について

上記⑫は、寄付者の氏名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該寄付者の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該寄付者の氏名は公表慣行がない旨説明する。

そうすると、上記⑫は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記⑫は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ス 上記⑬について

上記⑬は、新潟大学国際交流後援会会員の氏名・現職であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該後援会会員の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該後援会会員の氏名は公表慣行がない旨説明する。

そうすると、上記⑬は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該後援会会員の氏名・現職は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記⑬は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

セ 上記⑭について

(ア) 上記⑭は、教員の辞職に係る情報であり、当該教員の氏名・職名部分であることが認められる。

(イ) 上記⑭は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該部分

は公表慣行がない旨説明する。

そうすると、上記⑱は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該教員の氏名・職名は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記⑱は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### ソ 上記⑲について

(ア) 上記⑲は、就職ガイダンスのための歴代講師の氏名、職名及び経歴等であることが認められる。

(イ) 上記⑲は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該部分は公表慣行がない旨説明する。

そうすると、上記⑲は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該歴代講師の氏名、職名及び経歴等は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記⑲は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 不開示部分2について

ア 当該部分は、個人に係る情報であり、学生の処分等の契機となった事柄に係る情報であることが認められる。

イ しかしながら、当該部分には、特定の個人を識別することができるほどの詳細かつ具体的な記載及び個人の権利利益を害するような記載は認められないので、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとは認められない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当せず、開示すべきである。

#### (3) 不開示部分3について

ア 当該部分は、入試関係に係る情報であり、①入学試験制度検討委員会に係る情報、②学力検査の配点に係る情報、③昭和63年度新潟大学特定学部帰国子女特別選抜試験に係る情報、④昭和63年度新潟大

学特定学部私費外国人留学生特別選考に係る情報，⑤電算処理改善（案）によるデータフロー概念図（一般分）に係る情報，⑥新潟大学特定学部入学試験懇談会出席者に係る情報，⑦昭和62年度入試懇談会実施報告・覚書に係る情報，⑧昭和63年度入学試験調査書審査委員及び健康診断書委員に係る情報，⑨昭和63年度新潟大学特定学部編入学及び転部試験に係る情報，⑩入試業務の作業日程に係る情報，⑪昭和63年度新潟大学特定学部中国引揚者等子女特別選抜に係る情報，⑫特定学部編入学及び転部試験合格判定基準（案）に係る情報，⑬昭和63年度特定学部試験監督員名簿に係る情報並びに⑭入学者選抜試験合格者判定資料に係る情報であることが認められる。

イ 上記①及び②について

（ア）上記①は，入学試験制度検討委員会による入試改革等に係る検討内容や報告内容及び同委員会委員の氏名等であり，上記②は，学力検査の配点に係る検討内容であることが認められる。

（イ）上記①は，昭和63年度入試における日程及び特定の試験科目の実施方法等に係る情報であり，上記②は，昭和63年度入試の配点に係る検討内容等であり，いずれも現時点において公にしても，なお率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害されるほどの記載とは認め難い。

そうすると，上記①及び②は，当該部分を公にすることにより，率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は新潟大学の経営上の正当な利益を害されるおそれがあるとは認められないので，法5条3号及び4号トのいずれにも該当せず，開示すべきである。

ウ 上記③，④，⑨及び⑪について

（ア）上記③は，昭和63年度新潟大学特定学部帰国子女特別選抜試験実施要領（案）のうち入学試験実施に伴う委員等，面接の評価方法及び配点内訳部分であり，上記④は，昭和63年度新潟大学特定学部私費外国人留学生特別選抜実施要領（案）のうち入学試験実施に伴う委員等，面接の評価方法及び配点内訳部分であり，上記⑨は，昭和63年度新潟大学特定学部編入学及び転部試験実施要領（案）のうち試験監督員，面接の評価方法，採点日時・場所，配点内訳及び合否判定会議の日時・場所等であり，上記⑪は，昭和63年度新潟大学特定学部中国引揚者等子女特別選抜実施方法の検討に係る情報及び当該特別選抜の実施要領（案）のうち入学試験実施に伴う委員等，面接の評価方法，配点内訳及び判定教授会の日程であることが認められる。

そこで，当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，当該部分の

不開示理由等について、改めて確認させたところ、当該部分は、入試の実施要領に係る検討中の情報であり、これらを公にした場合、公となっていない面接の評価方法や配点内訳、採点日時・場所・合否判定会議等が推測され、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハに該当するとのことである。

(イ) 上記③について

上記③のうち入学試験実施に伴う委員等部分は、昭和63年度入試の実施要領（案）に係る情報であり、現時点において公にしても、なお適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれが生じるほどの記載とは認め難く、上記③のうち面接の評価方法や配点内訳部分は、既に開示されている部分から推認することが可能である。

そうすると、上記③は、公にすることにより、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条4号ハに該当せず、開示すべきである。

(ウ) 上記④及び⑨のうち下記（エ）を除く部分について

当該部分は、これらを公にした場合、公となっていない面接の評価方法や配点内訳、採点日時・場所・合否判定会議等が推測され、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

(エ) 上記④のうち入学試験実施に伴う委員等部分、上記⑨のうち試験監督員部分及び上記⑩について

当該部分は、昭和63年度入試の実施要領（案）や検討内容に係る情報であり、いずれも現時点において公にしても、なお適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれが生じるほどの記載とは認め難い。

そうすると、当該部分は、公にすることにより、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条4号ハに該当せず、開示すべきである。

エ 上記⑤について

(ア) 上記⑤は、電算処理改善（案）によるデータフロー概念図（一般分）であることが認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、当該部分は、入試の電算処理の改善に係る検討中の情報であり、これらを公にした場合、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハに該当するとのことである。

(イ) かしながら、上記⑤は、昭和63年度入試の電算処理の改善案に係る情報であり、現時点において公にしても、なお適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれが生じるほどの記載とは認め難い。

そうすると、上記⑤は、公にすることにより、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条4号ハに該当せず、開示すべきである。

オ 上記⑥について

(ア) 上記⑥は、原処分において、法5条4号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

上記⑥は、公となっていない高等学校の進路指導担当者の氏名・所属高等学校名である。当該部分は、個人に関する情報であって、法5条1号ただし書イないしハに掲げる情報にも該当しないので、同号の不開示理由を追加する。

(イ) 上記⑥は、高等学校の進路指導担当者の氏名・所属高等学校名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記⑥は法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

カ 上記⑦について

(ア) 上記⑦は、(i) 入試懇談会委員の氏名及び(ii) 高等学校の校長の氏名・所属高等学校名であることが認められる。

(イ) 上記(i)について

上記(i)の不開示理由等について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、改めて確認させたところ、当該部分は、公にすることにより、委員会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当するとのことである。

かしながら、上記(i)は、昭和62年度の入試に係る委員の氏名であり、現時点において公にしても、なお委員会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるほどの記載とは認め難い。

そうすると、上記⑦の(i)は、公にすることにより、委員会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(ウ) 上記(ii)について

a 上記(ii)は、原処分において、法5条4号に該当するとして



不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

当該部分は、公となっていない高等学校の校長の氏名・所属高等学校名である。当該部分は、個人に関する情報であって、法5条1号ただし書イないしハに掲げる情報にも該当しないので、法5条1号の不開示理由を追加する。

- b 上記(ii)は、高等学校の校長の氏名・所属高等学校名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記⑦の(ii)は法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

キ 上記⑧について

- (ア) 上記⑧は、昭和63年度入学試験調査書審査委員及び健康診断書委員の氏名・職名等である。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、上記⑧は公にすることにより、委員会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当するとのことである。

- (イ) しかしながら、上記⑧は、昭和63年度の入試に係る委員の氏名であり、現時点において公にしても、なお委員会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるほどの記載とは認め難い。

そうすると、上記⑧は、公にすることにより、委員会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

ク 上記⑩について

- (ア) 上記⑩は、入試業務の作業日程に係る情報であることが認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、上記⑩は公にすることにより、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当するとのことである。

- (イ) しかしながら、上記⑩は、昭和63年度入試に係る作業日程であり、現時点において公にしても、なお入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるほどの記載とは認め難い。

そうすると、上記⑩は、公にすることにより、入試業務の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

ケ 上記⑫について

(ア) 上記⑫は、原処分において、法5条3号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

上記⑫は、特定学部編入学試験及び転部試験の公となっていない配点内訳及び評価基準等であり、これらを公にした場合、今後受験する学生に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行うなど今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハの不開示理由を追加する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記⑫は、特定学部編入学試験及び転部試験の合否判定基準であることが認められる。

b 上記⑫は、公になっていない配点内訳及び評価基準等であるので、これらを公にした場合、今後受験する学生に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行うなど今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記⑫は法5条4号ハに該当し、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

コ 上記⑬について

(ア) 上記⑬は、特定学部試験監督員名簿のうち担当教員の氏名等であることが認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、上記⑬は公にすることにより、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当するとのことである。

(イ) しかしながら、上記⑬は、昭和63年度入試の試験監督員の氏名等であり、現時点において公にしても、なお入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるほどの記載とは認め難い。

そうすると、上記⑬は、公にすることにより、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

サ 上記⑭について

(ア) 上記⑭は、(i) 特定学部中国引揚者等子女特別選抜試験の合格者判定資料及び(ii) 特定学部入学者選抜試験の合格者判定資料であることが認められる。

(イ) 上記(i)について

a 上記(i)は、受験生の受験番号、順位、科目ごとの得点、面接・調査書の評価及び出身高等学校名等であることが認められる。また、当該部分に記載されている合格者判定の対象者は少人数であることが認められる。

b 上記(i)は、受験生の受験番号とともに記載されていることから、一体として当該受験生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、受験番号及び出身高等学校名は、個人識別部分であるから部分開示の余地はなく、その余の部分である順位、科目ごとの得点、面接・調査書の評価等については、上記⑭は、少人数の受験生の情報であることから、当該受験生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該受験生の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、それらの者に他人に知られたくない当該受験生の試験結果等の内容が明らかとなって、当該受験生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、上記⑭の(i)は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 上記(ii)について

a 上記(ii)は、原処分において、法5条1号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

上記(ii)は、特定学部入学者選抜試験の合格者判定資料であり、当該部分を公にすることで、受験生の得点等のデータを蓄積して分析することができ、公になっていない配点内訳や合否判定基準が推測され、今後受験する学生やその保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行い、今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなるので、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハの不開示理由を追加する。

b 上記(ii)は、特定学部入学者選抜試験の合格者判定資料であ

り、受験生の受験番号、順位、科目ごとの得点、面接・調査書の評価、出身高等学校名及び併願大学等であることが認められる。

上記(ii)は、特定学部入学者選抜試験の合格者を判定するための詳細な情報であると認められるので、これらを公にした場合、受験生の得点等のデータを蓄積して分析することができ、公になっていない配点内訳や合否判定基準が推測され、今後受験する学生やその保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行い、今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなるので、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記⑭の(ii)は法5条4号ハに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (4) 不開示部分4について

ア 当該部分は、①入試制度検討委員会、②入学者選抜制度委員会、③入学試験委員会、④入学試験運営委員会、⑤共通第1次学力試験実施委員会及び⑥共通第1次学力試験運営委員会の委員の氏名等であることが認められる。

なお、当審査会において、上記③の本件開示実施文書を確認したところ、第105回特定学部教授会資料の「新潟大学入学試験委員会」の上から3行目部分がマスキング処理されて不開示部分として扱われていることが認められる。しかしながら、原処分に係る開示決定通知書の「開示しない部分及び一部を開示しない理由」欄を見ると、これらの部分が不開示部分に含まれることを前提とした記載が見当たらないことから、原処分においては不開示とされていないものと認めるほかはなく、したがって、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記①ないし⑥の委員の氏名等の不開示理由等について、改めて確認させたところ、当該部分は公にすることにより、委員会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当するとのことである。

しかしながら、当該部分は、いずれも昭和62年度の入試に係る委員会の氏名等であり、現時点において公にしても、なお委員会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるほどの記載とは認め難い。

そうすると、当該部分は、公にすることにより、委員会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(5) 不開示部分 5 について

ア 当該部分は、人事選考に係る情報であり、①教員選考に係る情報、②教員の他大学異動に係る情報及び③外国人研究者の受入れに係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 上記①は、教員の選考に係る情報であり、採用候補者である個人の氏名、採用予定職、選考内容及び業績等の記載が認められる。

(イ) 上記①は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について確認させたところ、公表慣行はない旨説明する。

そうすると、当該部分は、新潟大学において公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人の氏名及び業績は、個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、また、その余の部分である採用予定職、選考内容等は、公にすることにより、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、それらの者に当該個人が採用などのために選考中であるという機微な情報が明らかとなつて、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②について

(ア) 上記②は、教員の他大学異動に係る情報であり、異動候補者である教員の氏名等及び当該教員の受入れを依頼した大学名の記載が認められる。

(イ) 上記②は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について確認させたところ、公表慣行はない旨説明する。

そうすると、当該部分は、新潟大学において公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、教員の氏名等は、

個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、また、その余の部分である当該教員の受入れを依頼した大学名は、公にすることにより、当該教員の友人や知人といった一定範囲の者には、当該教員の特定が可能となることは否定し難く、それらの者に当該教員が他大学異動のために選考中であるという機微な情報が明らかとなつて、当該教員の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### エ 上記③について

(ア) 上記③は、外国人研究者の受入れに係る情報であり、受入れ候補者である研究者の氏名、職名、受入れの経緯等の記載が認められる。

(イ) 上記③は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について確認させたところ、公表慣行はない旨説明する。

そうすると、当該部分は、新潟大学において公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、研究者の氏名及び職名は、個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、また、その余の部分である受入れの経緯等は、公にすることにより、当該研究者の友人や知人といった一定範囲の者には、当該研究者の特定が可能となることは否定し難く、それらの者に当該研究者が受入れのための選考中であるという機微な情報が明らかとなつて、当該研究者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (6) 不開示部分6について

当該部分は、学生の処分等に係る情報であり、学生の氏名、学年、所属学部、学生の処分を検討するに至った経緯及び処分内容等が記載されているので、一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、学生の氏名、学年

及び所属学部は、個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、また、その余の部分は、当該学生の処分を検討するに至った経緯及び処分内容等が詳細かつ具体的に記載されており、当該文書の性格を踏まえると、当該部分の記載は、通常、他人に知られたくない機微な情報であると認められ、これを一部でも公にすると、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (7) 不開示部分7について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、新潟大学国際交流後援会設置準備懇談会に係る情報のうち他大学の募金事業に係る内部情報等部分であり、当該内部情報等は、他大学との協力関係により取り寄せたものであるため、これを公にした場合、今後同様の検討を行う際に、他大学からの協力を得ることが困難になるおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、新潟大学国際交流後援会設置準備懇談会に係る情報のうち他大学の募金事業に係る内部情報等部分であることが認められる。

(イ) 当該部分は、他大学の国際交流に関する募金事業に係る具体的な内部情報等であることが認められ、当該部分を公にした場合、今後同様の検討を行う際に、他大学からの協力を得ることが困難になるおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (8) 不開示部分8について

当該部分は、特定学部授業科目の追加に係る情報のうち個人の氏名部分であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該個人の公表慣行を確認させたところ、公表慣行はないとのことである。

そうすると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、上記2において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び4号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、3号、4号並びに同号ハ及びトに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号並びに4号柱書き及びハに該当すると認められるので、同条3号及び4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号、3号並びに4号柱書き及びトのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司



別表

1 不開示部分	2 諮問庁が不開示とする理由（理由説明書）	3 不開示理由（法5条）	4 開示すべき部分
<p>不開示部分1</p> <p>個人に係る情報（法5条1号本文前段）</p> <p>①休職者等の氏名等に係る情報</p> <p>②研究生及び聴講生志願者に係る情報</p> <p>③学生の休学及び退学等に係る情報</p> <p>④教育実習に係る情報</p> <p>⑤特定学部校費決算書（案）に係る情報</p> <p>⑥研究生期間延長に係る情報</p> <p>⑦外国人留学生のための日本語課外補講の講師に係る情報</p> <p>⑧特定学部国際交流委員会報告資料に係る情報</p> <p>⑨新潟大学職員宿舍委員会報告資料に係る情報</p> <p>⑩身体障害者の受験について（協議）に係る情報</p> <p>⑪昭和62年度就職内定状況に係る情報</p> <p>⑫新潟大学国際交流後援会設置準備懇談会報告に係る情報</p> <p>⑬追試験願に係る情報</p>	<p>① 特定の個人を識別することができる情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p> <p>②（41頁） 志願者の氏名は、個人を識別することができる情報であり、その他の情報に関しても、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、一部の者には個人を特定することが可能であることから、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそ</p>	<p>1号</p> <p>③のうち第106回特定学部教授会議事録の9枚目の学生の氏名等部分は、原処分において4号を適用し、理由説明書において1号を追加</p>	<p>⑤ 全て（114頁）</p>

	<p>⑭演習配属の変更に係る情報</p> <p>⑮昭和62年度卒業判定資料に係る情報</p> <p>⑯受験許可書交付願に係る情報</p> <p>⑰新潟大学国際交流後援会名簿(案)に係る情報</p> <p>⑱教員の辞職に係る情報</p> <p>⑲歴代就職ガイダンス講師に係る情報</p>	<p>れがあるもの(法5条1号)」に該当するため不開示とする。</p> <p>②(687頁ないし689頁)</p> <p>特定の個人を識別することのできる情報であり、その他の情報に関しても、一部の者には個人を特定することが可能であることから、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの(法5条1号)」に該当するため不開示とする。</p> <p>②(1074頁及び1075頁)</p> <p>学生の番号及び氏名は、個人を識別することのできる情報であり、生年月日、学歴、現職、指導教官、研究題目及び期間は、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、番号及び氏名を不開示にしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個</p>		
--	--	--	--	--

		<p>人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>③（42頁，80頁，342頁，532頁，1058頁ないし1060頁及び1073頁）</p> <p>学生の在籍番号及び氏名は，個人を識別することのできる情報であり，学年，許可年月日及び期間，現職，事由等は，他者に知られると本人に不利益となる情報であって，在籍番号及び氏名を不開示にしても，一部の者には個人を特定することが可能であることから，「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>③（335頁）</p> <p>特定の個人を識別することができる情報であり，公にするこ</p>		
--	--	---	--	--

		<p>とにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり，同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから，不開示とする（原処分では同条4号を主張）。</p> <p>④ 特定の個人を識別することができる情報であり，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり，同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから，不開示とする。</p> <p>⑤ 特定の個人を識別することができる情報であり，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるもので</p>		
--	--	---	--	--

		<p>あり，同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから，不開示とする。</p> <p>⑥          研究生志願者の氏名は，個人を識別することのできる情報であり，その他の情報に関しても，一部の者には個人を特定することが可能であることから，「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当するため不開示とする。</p> <p>⑦          個人の職歴に関する情報であり，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり，同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから，不開示とする。</p> <p>⑧</p>		
--	--	---	--	--

		<p>個人に関する情報であるため、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p> <p>⑨ 特定の個人を識別することができる情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p> <p>⑩ 特定の個人を識別することができる情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きイからハまでに掲</p>		
--	--	--	--	--

		<p>げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p> <p>⑪ 特定の個人を識別することができる情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p> <p>⑫ 特定の個人を識別することができる情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p> <p>⑬ 学生の在籍番号及び氏名は、個人を識別することのできる情</p>		
--	--	--	--	--

		<p>報であり，学年，授業科目，単位，教員名及び理由は，他者に知られると本人に不利益となる情報であって，在籍番号及び氏名を不開示にしても，一部の者には個人を特定することが可能であることから，「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>⑭ 学生の在籍番号及び氏名は，個人を識別することのできる情報であり，在籍番号及び氏名を不開示にしても，一部の者には個人を特定することが可能であることから，「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>⑮（947頁ないし958頁）</p>		
--	--	--	--	--



		<p>判定資料は、個人に関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p> <p>⑮（1056頁及び1057頁）</p> <p>個人の採点結果は、他者に知られると本人に不利益となる情報であり、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>⑯</p> <p>特定の個人を識別することができる情報であり、公にするこ</p>		
--	--	--	--	--

		<p>とにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり，同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから，不開示とする。</p> <p>⑰</p> <p>個人に関する情報であるため，法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり，同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから，不開示とする。</p> <p>⑱</p> <p>特定の個人を識別することができる情報であり，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり，同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから，不開示とする。</p>		
--	--	---	--	--

		<p>⑰ 個人に関する情報であるため、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p>		
不開示部分2	個人に係る情報（法5条1号本文後段） 議事録中の学生に係る情報	<p>（71頁） 特定の個人を識別することができる情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p> <p>（120頁） 他の情報と照合することにより個人を特定することが可能であるため、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1</p>	1号	全て（71頁及び120頁）

		号)」に該当することから、不開示とする。		
不開示部分3	<p>入試関係に係る情報</p> <p>①入学試験制度検討委員会に係る情報</p> <p>②学力検査の配点に係る情報</p> <p>③昭和63年度新潟大学特定学部帰国子女特別選抜試験に係る情報</p> <p>④昭和63年度新潟大学特定学部私費外国人留学生特別選考に係る情報</p> <p>⑤電算処理改善(案)によるデータフロー概念図(一般分)に係る情報</p> <p>⑥新潟大学特定学部入学試験懇談会出席者に係る情報</p> <p>⑦昭和62年度入試懇談会実施報告・覚書に係る情報</p> <p>⑧昭和63年度入学試験調査書審査委員及び健康診断書委員に係る情報</p> <p>⑨昭和63年度新潟大学特定学部編入学及び転部試験に係る情報</p> <p>⑩入試業務の作業日程に係る情報</p> <p>⑪昭和63年度新潟大学特定学部中国引揚者等子女特別選抜に係る</p>	<p>①(44頁, 48頁ないし51頁及び213頁)</p> <p>報告時における発言者の氏名及び発言内容を公にすることは、今後、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>①(58頁ないし64頁)</p> <p>審議中に発言を行った委員名及び発言内容を公にすることは、今後、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>①(116頁及び117頁)</p> <p>当該委員会委員名を公にすることにより、委員会の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、特定学部入学者選抜の審議に</p>	<p>①</p> <p>3号</p> <p>理由説明書において4号トを追加</p> <p>②</p> <p>3号</p> <p>理由説明書において4号トを追加</p> <p>③</p> <p>4号</p> <p>④</p> <p>4号</p> <p>⑤</p> <p>4号</p> <p>⑥</p> <p>4号</p> <p>補充理由説明書において1号を追加</p> <p>⑦</p> <p>4号</p> <p>高等学校の校長の氏名・所属高等学校名部分は補充理由説明書において1号を追加</p> <p>⑧</p> <p>4号</p>	<p>①</p> <p>全て(44頁, 48頁ないし51頁, 58頁ないし64頁, 116頁, 117頁, 213頁, 217頁ないし228頁)</p> <p>②</p> <p>全て(118頁)</p> <p>③</p> <p>全て(137頁及び340頁)</p> <p>④</p> <p>入学試験実施に伴う委員等部分(139頁及び341頁)</p> <p>⑤</p> <p>全て(190頁ないし196頁)</p> <p>⑦</p> <p>入試懇談会委員の氏名部分(31</p>

<p>情報</p> <p>⑫特定学部編入学及び 転部試験合格判定基準 (案)に係る情報</p> <p>⑬昭和63年度特定学 部試験監督員名簿に係 る情報</p> <p>⑭入学者選抜試験合格 者判定資料に係る情報</p>	<p>おける委員名及び発 言内容を公にすること は、今後、率直な 意見交換や意思決定 の中立性が損なわれ るおそれがあり、法 5条3号に該当する ことから、不開示と する。</p> <p>①(217頁ないし 228頁) 懇談会における発言 者の氏名及び発言内 容を公にすること は、今後、率直な意 見交換や意思決定の 中立性が損なわれる おそれがあり、法5 条3号に該当するこ とから、不開示とす る。</p> <p>② 当該委員会委員名を 公にすることによ り、委員会の業務の 適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあ る。また、特定学部 入学者選抜の審議に おける委員名及び発 言内容を公にすること は、今後、率直な 意見交換や意思決定 の中立性が損なわれ るおそれがあり、法 5条3号に該当する ことから、不開示と</p>	<p>⑨ 4号</p> <p>⑩ 4号</p> <p>⑪ 4号</p> <p>⑫ 3号 理由説明書 において4 号トを追 加、補充理 由説明書に おいて4号 ハを追加</p> <p>⑬ 4号</p> <p>⑭ 1号 特定学部入 学者選抜試 験の合格者 判定資料部 分は補充理 由説明書に おいて4号 ハを追加</p>	<p>1頁の全 て、312 頁の上から 17行目、 313頁の 上から7行 目、8行目 及び11行 目の右側、 316頁な いし318 頁の全て、 320頁の 全て、32 1頁の全て 並びに32 4頁の全 て)</p> <p>⑧ 全て(41 0頁)</p> <p>⑨ 試験監督員 部分(57 7頁)</p> <p>⑩ 全て(58 1頁及び5 82頁)</p> <p>⑪ 全て (654頁 及び656 頁)</p> <p>⑬ 全て(99 5頁ないし</p>
---	--	--	---

		<p>する。</p> <p>③ 当該情報を公にすることにより，入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，「法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することから，不開示とする。</p> <p>④ 当該情報を公にすることにより，入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，「法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することから，不開示とする。</p> <p>⑤（190頁ないし193頁） 現行の処理についてもほぼ同様となっているため，公にすることで入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	<p>997頁)</p>
--	--	---	--------------

		<p>「法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することから，不開示とする。</p> <p>⑤（194頁ないし196頁）      現行もほぼ同様となっているため，公にすることにより，入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。「法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することから，不開示とする。</p> <p>⑥      当該委員会委員名を公にすることにより，委員会の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，</p>		
--	--	---	--	--

		<p>不開示とする。</p> <p>⑦ 当該委員会委員名を公にすることにより，委員会の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p> <p>⑧ 当該委員名を公にすることにより，委員会の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，「法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することから，不開示とする。</p> <p>⑨ 当該事項を公にすることにより，入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当</p>		
--	--	--	--	--



	<p>該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p> <p>⑩ 当該事項を公にすることにより、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p> <p>⑪ 当該事項を公にすることにより、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p> <p>⑫ 配点及び配点基準については検討中のものであり、検討段階における委員間の意見等を公にすること</p>		
--	---	--	--

		<p>は、今後、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、法5条3号に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑬      監督員名を公にすることにより、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、「法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当することから、不開示とする。</p> <p>⑭（1034頁）      個人の採点結果は、他者に知られると本人に不利益となる情報であり、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの</p>		
--	--	---	--	--

		<p>(法5条1号)」に該当する。</p> <p>⑭(1036頁ないし1051頁)</p> <p>個人の成績順位は、他者に知られると本人に不利益となる情報であり、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの(法5条1号)」に該当する。</p>		
不 開 示 部 分 4	<p>各委員会委員の氏名</p> <p>①入試制度検討委員会</p> <p>②入学者選抜制度委員会</p> <p>③入学試験委員会</p> <p>④入学試験運営委員会</p> <p>⑤共通第1次学力試験実施委員会</p> <p>⑥共通第1次学力試験運営委員会</p>	<p>①ないし⑥</p> <p>当該委員会委員名を公にすることにより、委員会の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p>	4号	<p>全て(2</p> <p>頁, 45</p> <p>頁, 47</p> <p>頁, 126</p> <p>頁, 128</p> <p>頁, 129</p> <p>頁, 233</p> <p>頁, 234</p> <p>頁, 237</p> <p>頁, 307</p> <p>頁, 310</p> <p>頁, 330</p> <p>頁, 332</p> <p>頁, 412</p> <p>頁, 415</p> <p>頁, 416</p>

				頁, 509 頁, 565 頁ないし5 67頁, 6 70頁, 6 71頁, 6 77頁, 8 20頁, 8 23頁, 8 32頁, 8 34頁ない し836 頁, 838 頁, 924 頁, 925 頁, 927 頁, 943 頁及び94 4頁)
不 開 示 部 分 5	人事選考に係る情報 ①教員選考に係る情報 ②教員の他大学異動に 係る情報 ③外国人研究者の受入 れに係る情報	①(65頁及び81 2頁) 特定の個人を識別す ることができる情報 であり, 公にすること により, なお個人の 権利利益を害する おそれがある。法5 条1号に規定する特 定の個人を識別する ことができるもので あり, 同号ただし書 きイからハまでに掲 げる情報に該当しな いことから, 不開示 とする。 ①(76頁ないし7 9頁及び840頁な	1号	

		<p>いし 8 4 2 頁)          特定の個人を識別することのできる情報が含まれる。個人名を不開示にしても、記載された業績等により、一部の者には個人を特定することが可能であることから、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法 5 条 1 号）」に該当する。</p> <p>①（1 0 9 頁）          個人を識別することのできる情報が含まれる。個人名を不開示にしても担当科目及び職位から、一部の者には個人を特定することが可能である。「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法 5 条 1 号）」に該当することから、不開示とする。</p> <p>①（9 2 0 頁及び 9 2 1 頁）          特定の個人を識別す</p>		
--	--	---	--	--

		<p>ることのできる情報が含まれる。個人名を不開示にしても、記載された職位により、一部の者には個人を特定することが可能であることから、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>①（934頁ないし941頁）</p> <p>特定の個人を識別することのできる情報が含まれる。個人名を不開示にしても、記載された業績等により、通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定することが可能であることから、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>①（998頁）</p>		
--	--	---	--	--

		<p>特定の個人を識別することのできる情報が含まれる。個人名を不開示にしても、記載された職位により、一部の者には個人を特定することが可能であることから、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>②③</p> <p>特定の個人を識別することができる情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。</p>		
不開示部分6	学生の処分等に係る情報	<p>(506頁)</p> <p>他の情報と照合することにより個人を特定することが可能であるため、「特定の個人を識別すること</p>	1号	

		<p>はできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法 5 条 1 号）」に該当することから，不開示とする。</p> <p>（5 3 3 頁ないし 5 3 5 頁，6 6 7 頁，6 9 0 頁及び 6 9 1 頁）</p> <p>学生の懲戒に係る本人に不利益の生じるおそれのある情報は，他者に知られると本人に不利益となる情報であって，通常入手し得る情報によって個人を識別できないとしても，一部の者には個人を特定することが可能であることから，「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法 5 条 1 号）」に該当する。</p>		
不開示部分 7	新潟大学国際交流後援会設置準備懇談会に係る情報	<p>（7 0 4 頁ないし 7 0 7 頁）</p> <p>他大学の内部情報を公開することは，事務事業の適正な遂行</p>	4 号	



		<p>に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p> <p>(708頁)</p> <p>当該大学の内部情報を公開することにつながり，本学との事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p>		
不開示部分8	特定学部授業科目の追加に係る情報	<p>特定の個人を識別することができる情報であり，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり，同号ただし書きイからハまでに掲げる情報に該当しな</p>	1号	

		いことから、不開示 とする。		
--	--	-------------------	--	--